

警察職員等の旅費取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成13年3月26日

三重県警察本部長 近藤 善弘

警察職員等の旅費取扱いに関する訓令

改正 平21県本部訓令第18号、平30第17号、令3第3号、第6号

警察職員等の旅費取扱いに関する訓令（平成5年三重県警察本部訓令第7号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号。以下「条例」という。）及び職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）に基づき、警察職員（以下「職員」という。）及び証人、鑑定人、参考人、通訳等として公務の遂行を補助するため依頼し、又は要求した者等に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅行命令権者）

第2条 条例第4条第1項の規定に基づく任命権者の旅行命令又は旅行依頼の権限は、別表中委任を受けた者欄に掲げる職員に、同表中旅行命令を受ける職員欄に掲げる職員に対する旅行命令の権限及び旅行依頼の権限を委任する。

2 前項の規定に基づき旅行命令及び旅行依頼の権限の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）は、事故のためその職務を行うことができない場合には、別表中旅行命令を受ける職員欄に掲げる職員の中から、その職務を代理する者を指定することができる。この場合、旅行命令権者は、別記様式により警務部会計課長に通知するものとする。

（運賃の調整）

第3条 条例第30条第2項の規定に基づき、旅行者が公用の車両、船舶、航空機等を利用し、又は乗車券の交付を受けるなど無料で交通機関を利用して旅行する場合は、鉄道賃、船賃、車賃又は航空賃は支給しない。

2 航空機の利用については、鉄道の利用と比較して旅費の合計が低廉となる場合のほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情等によって、航空機を利用しなければ業務運営に支障を来すと任命権者が認めた場合に利用できるものとする。

（宿泊料の調整）

第4条 条例第30条第2項の規定に基づく宿泊料の調整については、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員が旅行し、宿泊料を要しない公用の施設に宿泊する場合の宿泊料は2,300円とす

る。

- (2) 職員が旅行し、公用の施設において職員の給与等に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）第15条の手当が支給される勤務（夜間従事）又は同条例第16条の手当が支給される勤務（宿日直勤務）に従事した場合には、宿泊料を支給しない。

（部隊出動の旅費の調整）

第5条 条例第30条第2項の規定に基づき、職員が災害警備、雑踏警備、犯罪捜査、実務修習等の用務のため、部隊として旅行する場合の宿泊料は、宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給する。ただし、この額が実費額に満たない場合は、実費額を支給する。

- 2 前項の旅行において宿泊料を要しない場所に宿泊する場合は、前条第1号の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 〔平成21年11月18日 三重県警察本部訓令第18号〕

この訓令は、平成22年1月18日から施行する。

附 則 〔平成30年12月26日 三重県警察本部訓令第17号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の警察職員等の旅費取扱いに関する訓令の規定は、この訓令の施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則 〔令和3年2月25日三重県警察本部訓令第3号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 〔令和3年3月29日三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

別 表

委任を受けた者	旅行命令を受ける職員
部長	部長を除く部内の所属長以上の職員（交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、運転免許管理課長、運転免許試験課長、機動隊長及び警察学校長を除く。）
課長（運転免許管理課長及び運転免許試験課長を除く。）	課長を除く課員
自動車警ら隊長	隊長を除く隊員
機動捜査隊長	隊長を除く隊員
科学捜査研究所長	所長を除く所員
交通機動隊長 高速道路交通警察隊長	隊長以下隊員
運転免許管理課長 運転免許試験課長	課長以下課員
機動隊長	隊長以下隊員
警察学校長	校長以下職員及び学生
警察署長	署長以下署員

(別記様式省略)